

第2回持続可能な調達ワーキンググループ 議事録

■日 時：2022年4月11日（月）13時30分～15時15分

■場 所：ウェブ会議システムによるオンライン開催

■出席委員：（五十音順・敬称略）

委員長：加賀谷哲之

委員：井尻雅之、川端隆司、崎田裕子、高橋大祐、富田秀実、山田美和

■議 事：

・ 持続可能性に配慮した調達コード（案）

－ 共通基準について

加賀谷委員長 それでは事務局より、持続可能性に配慮した調達コード（案）について、まずは共通基準に関する部分について、御説明頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 皆様、こんにちは。博覧会協会持続可能性部の志知と申します。本日、資料をもとに私の方から御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

画面に資料共有されましたでしょうか。本日は、持続可能性に配慮した調達コード（案）について、前回のWG（ワーキンググループ）における御意見等を踏まえまして、修正案をまとめております。また、本日修正点等を中心に御説明をさせて頂きまして、改めて全体について御意見を頂きたいというふうに考えてございます。前回WGにおけるご意見の他に、その後委員の先生方から個別に頂いた御意見、それから個別に御相談をさせて頂いた内容、その他関係団体等とも情報交換あるいは意見交換等をさせて頂きまして、その内容等も踏まえて修正をさせて頂いております。

本日も前回のWGと同様に、大きく二つに区切って、御意見、御議論をお願いしたいと考えております。まずは共通基準の部分を中心に、全般的な事項に関して御説明をさせて頂ければと考えております。御説明ですけれども、御手元の資料2-2、2-3を主に用いて御説明をさせていただきます。また資料2-4というのが調達コード（案）そのものの修正案となっております。前回WG時点からの修正点を赤字で見える形でお示したものとさせていただきます。お手元で併せて御参照頂ければと思います。

そうしましたら、まず資料2-2に沿って、前回頂きました主な御意見及びそれに対する対応案について、主なものを中心にご説明をさせて頂きたいと思っております。

まず資料2-2の1ページでございます。調達コード全体の趣旨の部分に関する御意見でございます。一つ目ですけれども、東京オリパラの経験を踏まえて、どれぐらい高いレベルを目指すのかというようなイメージが大事といった御意見を頂いております。この御意見を受けまして、趣旨の部分に、大阪・関西万博が与える環境・社会・経済についての影響について、リスクの低減を図るとともに、ポジティブな効果が広がり、環境・社会・経済の分野においてレガシーを残すことを目的とするという部分を追記いたしております。その他、カーボンフットプリント、それからリデュース、廃棄物の発生抑制が最優先であること、それからサーキュラーエコノミー、こういった視点が調達コードの趣旨の部分に明確に盛り込まれていなかったといったような御指摘、御意見を受けて、それぞれお示しのように追記をいたしております。

2ページでございます。趣旨の部分について、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンに関して、プラスチックへの配慮も発信したほうが良いというような御意見を頂きました。また、労働に関連しまして、ディーセントワーク、働き甲斐のある人間らしい労働というような言葉が盛り込まれていないという御指摘がありました。こういった部

分も追記をいたしております。また先ほどのどれぐらい高いレベルを目指すのかというイメージが大事という点に関しましては、前回事務局から御説明を申し上げましたとおり、持続可能な社会の実現に向けて、実行可能で最良の調達を実現するための基準や運用方法等を定めるというような考え方、基本的なスタンスを明記するように修正をいたしております。

続きまして、3 ページでございます。ここから共通基準の具体的な内容の部分になります。二つ目以降は、主に環境に関わる部分になります。先ほども御紹介しましたが、カーボンフットプリント、こういった視点を取り入れるようにという御意見を受けまして、この環境の部分の柱書きの部分に、そのライフサイクルを通じたバリューチェーン全体の環境負荷が低減されるための配慮がなされるようにということを追記いたしております。また、個別の項目といたしまして、2.4 として新たにバリューチェーン全体を通した温室効果ガスの低減に寄与する原材料等の利用という項目を新たに設けて明記をいたしております。

続きまして 4 ページでございます。サーキュラーエコミー、あるいは大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、プラスチックへの配慮などに関する御意見を頂いておりまして、こちらも全体の環境に係る部分について、それぞれ御指摘を頂いた文言等を追加いたしております。またプラスチックに関しましては、新たに 2.7 という項目を追加いたしまして、プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減ということで、政府で策定された「プラスチック資源循環戦略」における 3R + Renewable の基本原則を踏まえて、こういった内容を具体的に記載いたしております。

続きまして、5 ページでございます。この二つ目から人権の部分に関わる内容になります。先住民族の権利等について御意見を頂いておりまして、3.3 地域住民等の権利侵害の禁止という項目に、この赤字の部分、事前の十分な情報提供に基づく自由意思による合意に関する先住民族の権利を尊重するとともに、という部分を追記いたしております。

6 ページでございます。職場環境のバリアフリー化などの合理的な配慮の提供ということのほかにも、三つ目になりますけれども、障がい者のユーザーとしての配慮の観点がないと、特に障がい者向けの製品・サービスの提供についても安全性の確保等について配慮する記載をしてほしいという御意見を頂いて、こちらに追記いたしております。また、生活困窮者やひとり親といった就職困難者の雇用の促進という点についても御意見を頂いておりまして、3(3)の人権の部分に、新たに 3.8 という項目を追加いたしております。

続きまして 7 ページでございます。二つ目になりますけれども、ディーセントワーク、働き甲斐のある人間らしい労働ということが文字として記載されていてもいいのではという御指摘を受けまして、3(4)労働の部分に下線部分を追記いたしております。また、賃金のところにつきましても、最低賃金さえ支払えばいいという解釈にならないようにということで、具体的に御提案頂きました、労働の価値に見合ったという文言を追記いたしております。

続きまして 8 ページでございます。外国人労働者につきまして、もう少し記載を具体化した方がいいのではないかと、また、仲介者等が手数料を徴収することで外国人労働者が多額の借金を抱えて債務労働の状態に陥るリスクが問題になっていると、こういった御意見を受けまして、それぞれ文言を追記いたしております。さらに、ハラスメントに関しまして、ILO で条項が出来て、国内でも法令が出来ているという御指摘を受けまして、新たに 4.10 の職場における暴力とハラスメントの防止という項目を追加いたしております。

続きまして 9 ページでございます。ここからは経済に関する部分に係る御意見ということでございます。一つ目は、地元として、中小企業や地元産品の調達に関しても配慮が必要だというご意見を頂いたところです。一方で、日本国内の事業者や産物の活用推進を記載するに当たりましては、WTO 協定を考慮した表現や、WTO 協定の抵触回避を意識して記載する必要があるとの御指摘もあったところです。この点につきましては、委員に具体的な記載ぶりなども御相談をさせて頂きまして、一部文言を修正・追記いたしております。

この点につきましては後ほど、資料 2-3 で少し補足してご説明をさせていただきます。二つ目以降は、大きな 5 番の担保方法に関する御意見でございます。リスクとは環境や社会にとってのものであるというのが本来であることを明確にした方がいいとのご意見を頂きまして一部文言を修正いたしております。

続きまして 10 ページでございます。二つ目になりますけれども、パピリオン運営主体につきましては、そのサプライチェーンとの契約に条項を入れる考え方も適切だということをお意見として頂きましたけれども、前回の修正案で 5(8)(9)にだけあったものを、もっと前の方にも入れるべきだという御意見を頂きまして修正をいたしております。また四つ目ですけれども、対応を協会が全部やるのかと、パピリオンなどについては少なくとも協会と一緒に対応できるようにした方がいいのではないかというような御意見がありましたことから、パピリオン運営主体等に係る規定の内容については、一部見直しをいたしております。この点についても後ほど資料 2-3 で補足して御説明をさせて頂ければと思います。

続きまして 11 ページでございます。今のこのパピリオン運営主体等に関する御意見を踏まえまして、5(9)の部分でも言葉を一部追記いたしております。あと、パピリオン運営主体等のサプライチェーンにおいても調達コード遵守を確保するための規定を追加するべきであるという御意見を受けまして、新たに担保方法の中に (10)といたしまして、運営主体等に関する追加措置というのを設けております。こちらの内容は、前回お示した案の中でも文言としては基本的にほぼ含まれておったものですが、パピリオン運営主体等が直接契約を締結する事業者との契約において、例えば調達コードを遵守することや協会による調達コードの遵守状況の確認・モニタリングに協力することなど、こういった内容を契約の中に文言として含めて頂いて指示して頂くようにという内容を、整理して集約して記載をしたということでございます。

続きまして 12 ページでございます。前回御意見の中で、この調達コードに関する違反を見つけた際の通報受付窓口の設置、いわゆる苦情処理メカニズム、グリーンバンス・メカニズムについて、調達コードの中にも記載をすべきというご意見を頂いたところでございます。これを受けまして、5.担保方法の中に、(11)通報受付窓口（グリーンバンス・メカニズム）の設置という項目を設けまして、調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、これに適切に対応するため、通報受付窓口を設置するなどといったことを明記いたしております。

資料 2-2 の御説明につきましては一旦以上とさせて頂きまして、続きまして資料 2-3 を用いまして、説明を続けさせていただきます。

資料 2-3 につきましては、前回いろいろ御意見を頂いた中で、主な論点について少し補足的にご説明させて頂くため御用意した資料になってございます。大きく 5 点ございまして、そのうちこの共通基準に関するものとして、前の 2 点について簡単に補足して説明させて頂ければと思います。

1 点目がパピリオン運営主体等に係る追加措置等についてという部分でございます。先ほど簡単に御紹介いたしましたように、調達コードの担保方法につきましては、パピリオン運営主体等については、少なくとも博覧会協会と一緒に対応できるようにするべきではないかと、あるいはそのパピリオン運営主体等のサプライチェーンの調達コード遵守を確保するための規定を追加するべきといった御意見があったところでございます。パピリオン運営主体等につきましては、サプライチェーンに対する調査・働きかけを求めるとともに、直接契約を締結する事業者、調達コード上は「パピリオン直接契約事業者」と定義をいたしておりますが、そこと締結する契約におきまして、例えば、調達コードを遵守すること、協会による調達コードの遵守状況の確認・モニタリングに協力をすること、協会が指定する第三者による監査を受けることといった内容を契約の仕様書等に記載することを定めまして、協会の求めに応じて協力して対応して頂けるという形にしたいと考えてございます。またこれと関連いたしまして、木材と紙の個別基準、個別基準の内容は後ほどの御説明となるのですが、使用される木材・紙の基準の適用に係る認証あるいは証明に関する書類の保管等というのを、

前回の案では、もともとパビリオン運営主体等に求めるようになっていたのですが、これをパビリオン直接契約事業者等に対して求めるような形に修正いたしております。

次のページに併せてイメージをお示しております。前回お示した案では、木材の個別基準に関しまして、協会が直接契約を締結する者において書類保管等を求めるという内容でしたので、協会が直接発注する工事等であれば一次サプライヤーである建設業者等、パビリオン運営主体等であればこちらの赤枠の方々をお願いするという内容になっておりました。この部分につきましては、この契約の形によって主体が異なってくるということになっておりましたが、例えば建設業者さんであれば建設業者さんで統一されている方がよからうというような検討をいたしまして、右側の図のとおり、こちらにそろうような形で文言を整理したというのが主な趣旨でございます。例えば、協会が直接発注する工事あっても、パビリオン運営主体等が発注する工事あっても、それぞれゼネコンさんなど建設業者等と同じ対応を求めることができるようにするという修正をしたということになってございます。

次のページは紙の個別基準に関してです。内容的には同様となりますので詳細な説明は割愛をさせていただきます。

続きましてもう 1 点が、地域経済の活性化についての部分でございます。項目としては前回の案でも含めておりました。これに関しまして、地元の自治体等から、中小企業や地元産品の調達についても配慮が必要であると、また、製品の製造流通における温室効果ガスの削減に向けて、カーボンフットプリントの視点も取り入れると、自ずと地元の方が輸送の距離が短いということでメリットが出るということで地域調達も増えるのではないかという御意見があったところです。他方で、国内の事業者あるいは産物の活用推進を記載するに当たっては、WTO 協定を考慮・意識した表現が必要という御意見を頂いておりました。この点、国内の地域・中小事業者が、大阪関西万博における持続可能性に配慮した調達に参加することによる地域経済にとっては有益性、それから地産地消による脱炭素社会への貢献といった意義を踏まえまして、また、過去のメガイベントにおきましても地域調達あるいは中小企業からの調達ということを重視されてきているという状況も勘案いたしまして、この地域・中小事業者の受注機会の確保等に配慮すべきであるということをも明記したいと考えておまして、現在そのような案にいたしております。また、調達の主体となる機関あるいはその調達案件の規模等によって WTO 政府調達協定の対象となる場合につきましては、それを遵守しつつ検討しなければならぬということをも明示的に併記することとしたいと考えておまして、現在の調達コード修正案を作成いたしております。

次のページは、御参考といたしまして、WTO 政府調達協定の概要を簡単に紹介しております。ここでは説明は割愛させて頂ければと思います。この資料 2-3 に関する御説明は一旦以上とさせて頂きまして、もう一度資料 2-2 の最後の方に移らせて頂きます。

ちょっと資料が飛んで申し訳ございませんが、資料 2-2 の 16 ページをご覧頂ければと思います。画面の方でも表示をさせて頂いております。資料の最後の方に、これまで頂いた御意見のうち、今日お示しております調達コード（案）に直接修正案を反映したものに限らず、今後の調達コードの運用等も含めて、より大きい、あるいは広い視点から頂いた御意見などにつきまして、今後引き続き検討してまいりたいということでまとめて記載をさせて頂いている部分になります。例えば 1 点目ですが、大阪・関西万博は半年したら施設等を全て壊してしまうという計画となっております。また、その後利用をどうするかが非常に大切であるというような御指摘を頂いております。こういった点につきましても、今後引き続き、調達コードに関するもの、それ以外のものも含めて検討してまいりたいと考えてございます。また、調達コードに関しては、マイナス面の配慮だけではなくて、むしろこうプラス面を促進するという面もあるということで、グッドプラクティスをショーケースすることも考えていくと良いのではないかとということで、こちらは調達コードに一部反映している部分もございまして、そ

ういった情報の発信といいますか、そういった方法については引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。それから、6 点目になりますが、東京オリパラのときも組織委員会で策定された調達コードが、その後、地元自治体の調達基準になることを願ったがそうはならなかったというような御意見があったところで、今回、大阪・関西万博に対しても、こういった調達の基準が今後ホストシティでの調達基準となればよいという御意見も頂いていたところであります。引き続き、そういった点も含めて、調整をしていきたいと考えております。最後ですけれども、個別に認証制度等を利用するものもございまして、それ以外のものにつきましては、個別に確認をしていくというようなことになっておりますが、この万博につきましては、中小企業振興の側面もあるということで、先ほどの地域経済の活性化の点にも関係しますけれども、中小企業が参入できるのかということ、非常に大きな点です。今後の運用にも関わる部分ですので、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

以上、駆け足になりましたけれども、共通基準等に関する主な御意見とその対応に関しての御説明ということになります。事務局からのご説明は一旦以上とさせていただきます。共通基準等に関する修正案につきまして、全体にわたって、御意見、御議論をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

加賀谷委員長 ありがとうございます。事務局の皆様におかれましては、丁寧にとめて頂きありがとうございます。それでは委員の皆様からコメントを頂きたいと思っております。これを受けてパブコメに入っていくわけですが、恐らく、パブコメも完璧なものを出すところのスタンスというよりは、むしろパブコメの意見を受けてまた修正するということが前提にはなっておりますけれども、いずれにしても皆様からの意見をできる限り反映させていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

皆様には、可能であれば 1 人 4 分以内に収めて頂いて御発言を頂きたいというふうに考えております。大変恐縮ですが御発言の順番は五十音順、メンバーのリスト順に基づいて行っていきたいというふうに考えております。発言の際にはカメラをオンにして頂く、そして終わりましたらカメラオフにして頂くことをお願いいたします。議論点以外もコメント・お気づきの点や質問などある場合には、この時間内に、ぜひ頂きたいというふうに思っております。そのあと、時間が余るようであれば、追加発言を皆さんに頂きたいというふうに考えております。

それでは早速ですが、井尻様からコメント、あるいはお気づきになられた点を教えて頂けますでしょうか。よろしくお願いいたします。

井尻委員 はい。井尻です。前回、オブザーバーでも御意見申し上げましたけれども、様々な観点で事務局でご整理頂きましてありがとうございました。

その中で、3.8 で新しく就職困難層の雇用の促進という形で、就職困難層に対する雇用の促進ということを入れるべきだということですが、どこの分類がいいのかなというふうに思うのですけれども、今は(3)人権に入っているのですけれども、(4)労働または(5)経済の地域経済の活性化の方が分類としては適切なのかなということを感じたということが、まず 1 点であります。

もう 1 点が、前回の議論の中で具体的な部分までは至らなかったのですけれども、苦情処理の体制・体系というようなものについて、もう少し詰めなければいけないのではないかなというふうに思っております。また、このコード違反に対しても、受付処理、説明、公表、どういう考え方で整理をするのかということ、もう少し言えば、例えば労働分野において、そういった時の専門家の関与のあり方はどのように想定されているのかなということが、私として気になった点であります。私の方は以上でございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。事務局からお答えを頂くよりは、まとめるの方がよろしいですかね。一つ目は労働をどこに入れ込むかという問題、二つ目は苦情処理の問題の手続きをもう少しスペシフィックにしていった方がいいという、その二つの御提案だと思います。承りました。ありがとうございます。

それでは続きまして、川端様、お願いいたします。

川端委員 大阪府政策企画部長の川端でございます。

前回の調達 WG の中で、大阪府の方からカーボンニュートラルの実現に向けて、輸送に係る CO₂削減をするために、地産地消、平たく言えば、地元調達についても配慮して頂きたいということで意見を述べさせて頂いたところです。この点については早速事務局の方で、調達コード案に反映頂いて感謝いたしております。また、ワーキングの後で改めてこの調達コードの内容について、庁内の各部局に確認を行わせて頂きまして、東京オリンピック以降に成立しましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の要素や、障がい者の権利尊重に向けた合理的配慮について追加して頂くようにということで御提案させて頂きましたところ、これについても早速反映を頂いております、重ねて御礼申し上げたいと思います。

なお、東京オリンピック・パラリンピックでも課題となった、食品ロスの削減など、一部まだ整理がついていないというものも見られるようでございますので、そちらの方についても事務局の方で、引き続き検討を行って頂いて、必要と判断頂ければ、パブリックコメント後に、調達コードの方に、反映頂ければというふうに考えているところです。東京オリンピック・パラリンピックからまだ 2 年しか経ってないですが、この間でも、環境への意識の高まりなど、急速に変化しているところもございまして、引き続き社会の変化に柔軟に対応しながら、調達コードをまとめて頂ければというふうに思います。私の方からは以上でございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。基本的には前回の御意見を反映させて頂いているというところの一方で、食品ロスを始めとした、今起こっている問題について、どういう形で反映していくのかということについて、追加的に検討する必要がある、そういうことで承りました。ありがとうございます。

それでは、崎田さんお願いいたします。

崎田委員 はい、崎田です。ありがとうございます。私もまず、前回の発言に対して非常に丁寧に検討頂いて、ありがたいと思っております。特に、前回の中で私も、サーキュラーエコノミー、いわゆる、資源の調達のところからしっかり考えていくということが大事だと思いますが、その部分とか、また、ブルー・オーシャン・ビジョンに関して、きちんと項目を入れていくこと、そして、通報窓口なども追記する、この辺しっかり取り組んで頂いてよかったというふうに思います。今後そのブルー・オーシャン・ビジョンに関して、今も御意見ありましたが、私自身は、今後個別物品のルールの中に、プラスチックとか、使い捨て型のプラスチック製品に関するものなど、入れてはどうかというふうに感じております。

また通報窓口に関しては、東京 2020 のとき、窓口が東京都と組織委員会の両方にありましたけれども、話し合いで今回は一つにうまくまとめて頂き、社会から活用して頂きやすい形になればいいなというふうに考えています。

なお、今回の主な論点の資料の中に、パビリオンの運営主体に係る追加措置ということがあります。私も、この協会だけではなく、パビリオンの運営主体に対して、明確に文言を入れていくことは賛成いたします。それで、その際に、パビリオンの中に、各国のいろいろな建物だけではなく、レストランとか、そういうような来場者向けのところ、特に食品のこととかプラスチックのこととかいろいろ影響してくるような施設もありますので、そういうところに対してもきちんと対象となるかどうか、そこをちゃんと確認をさせて頂きたい。しっかりと食品のこと、そしてプラスチックのことなどを、調達の中で個別に検討していけるようになればいいなと思っております。

なお、地域経済の活性化に関して、私は文言をある程度入れていくことに賛成です。もちろん WTO に抵触しないような範囲で運営して頂くわけですが、調達距離による CO₂の問題と、やはり地域経済の活性化、例えば森林資源活用や、中小企業の問題をしっかりと入れ込んで頂き、地域の方も納得するような万博が開かれるのが大事だというふうに思っています。

なお、今後に向けてのいろいろな意見の中にもありましたけれど、私がやはり今後に向けて、もう一度申し上げておきたいのは、使った後どうするか、今回の万博の後どうするかという事を考えて調達する視点が大事です。東京オリパのときには調達物品の 99%リユース・リサイクルという目標を入れて、99.97%を達成しました。これは家具・機器や競技に係る多様な物品なわけですけれども、ある程度そういうような目標を設定するのか、やはりその辺のところを 1 回検討することも必要ではないかというふうに思っています。

また個別基準に関しては、プラスチックという発言をしましたけれども、食品ロスの問題もありますし、食品・食料に関しての社会の関心も高いですので、食料をしっかり検討対象に入れた方がいいと思っております。

なお、最後になります、グッドプラクティスの情報発信という話がありました。私は大会前と大会後に、例えば SDGs 万博の、番組を制作して発信するとかですね、大会の中では、パビリオンの中に、SDGs のグッドプラクティスの発信パビリオンをつくって、そこで常設して、いい動きを来場者の方にも見て頂くような、何かそういうような動きをつくっていくというのが、わかりやすくいいのではないかな。そしてきっと、いろいろなステージと連動する方策などもあると思いますので、ステージでも発信して頂くような、そういう動きをしっかりと具体化してつくっていくというの必要なのではないかなと感じました。よろしく願いいたします。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。基本的には事務局の方に様々な形で反映をさせて頂いていると思いますけども、一方で、個別基準の問題については今後、恐らく議論をさせて頂くことになるだろうと思いますが、そちらをどういう形で反映するのかということと、あとは、窓口の問題ですかね、ここはあまりコンフューズにならないような形で展開をしようということと、あと事務局の方から今日も御説明頂きましたが、そのパビリオン運営主体というところの定義みたいなところと、その定義に基づいた形で、ある程度全体を網羅されるものになっているかどうかということをチェックしておくということ。そしてあとは、地域経済と WTO のバランスを取りながらということではありますけども、様々な配慮をしていくべきということと、あと、後利用の問題というところは、共通基準にももう少し入れる必要があるのではないかと、そんなところの意見だと思いました。それでよろしかったでしょうか。

崎田委員 はい、ありがとうございます。そういう形でいいと思います。あと、プラスするとしたら、発信力ですね、グッドプラクティスの発信の形を明確につくった方がいいんじゃないかなというふうに感じました。ありがとうございます。

加賀谷委員長 コードで反映すべきところと、あとプロジェクトなりで反映しているところとか、様々な形の反映の仕方があると思いますので、その辺りはまた事務局と調整を頂きながら進めて頂くことにしたいと思っております。ありがとうございます。

はい、高橋先生お願い出来ますでしょうか。

高橋委員 はい、ありがとうございます。高橋です。今回の調達コードは、以前のバージョンですとやはり東京オリンピックの調達コードを踏襲したというようなことで、東京オリンピックの調達コードから比べると、やはり時間も経っている状況が変わっている中で、どう違いがあるのかなということについて、やはりそのまま踏襲したものを、今回修正をして頂いて、今 2022 年の段階では、いろいろな関係者との調整をして頂いた中で、国際規範にできる限り準拠したような形で、さらに、現在、この万博におけるいろいろな状況を踏まえたような形で、よりよい形に改訂されたなと思ったり、特に、サプライチェーン管理や持続可能な調達の中で、今重視されているデューデリジェンスの概念を明確に組み込んで頂いたということは、非常に評価できる部分なんじゃないのかなと思っております。とはいいつつ今回 3 点だけ、さらにちょっと御検討して頂きたいというところを御報告できればと思っております。

1 点が、今回調達コードに様々な方々から御意見頂いて、網羅的な内容になったということだと思っておりますが、ただ、実際にこの調達コードを守るとした場合とか、それを実行する場合に、どこにフォーカスがあるのか、

というところを、やはりもう少し明確にした方がよいと思っております。そういうことで、多くの企業でしたらこういう方針をつくるとともに、マテリアリティを特定する、特に負の影響が生じやすい部分、またもちろんプラスの影響がより貢献できる部分を含めてのマテリアリティをしっかりと特定するとね、そこに重点を置いてモニタリングや確認もできるでしょうし、さらに調達コードを遵守する側のサプライヤーの方々やパビリオン事業者の方々もどこをしっかりと対応しなければならないのかというところに対する、皆様の協会としての期待というところを共有して頂くことで、より効果的な遵守ができるかと思えます。ぜひ、1 点目として、マテリアリティの特定というところを御検討頂ければと思います。

あと 2 点目として、先ほど事務局の皆様からも伺いましたが、中小企業にどう参入して頂きやすい形にするのかというところが課題としてあるというところがございます。その中で、調達コード、いろんな要求事項があったり、いろんな調達コードの担保方法も含めて非常に複雑な部分もございます。そういう観点からすると、やはり、どうやってどういう視点に気をつけながら調達コードを守っていくのかといったところについての解説、中小企業やリソースの少ない方々向けの解説だとかをいれて、東京オリンピックのコードでもございましたけど、そのような解説があると、非常に効果的だと思いますし、そのような解説が一つできると、今後、国や地方公共団体のいろんな公共調達でこのようなコードが使われていくにあたっての、レガシーにもつながっていくのではないかと考えています。2 点目が解説というところで御検討して頂ければというところです。

そして 3 点目、最後のところでですが、ぜひ、パブコメに進んでいただくことは重要だと思うのですが、パブコメに進んで頂く前に個別な形でも、ぜひ NGO の方々、特に今回の分野ですと、労働や人権の分野というところ、外国人など、様々な要求事項があるというところの中で、NGO の方々とぜひ話を聞くという機会をもう少し設けて頂くことが、ステークホルダーエンゲージメントという形になるのだと思います。このようなやり方をやることで、1 番目で申し上げたような形のこのマテリアリティの特定、どの分野に特にしっかりとフォーカスして対応していくのかという方向というところも、よりステークホルダーからも、ご意見を頂いた上で、正当性のある形でマテリアリティを特定できると思います。ぜひ、その点も可能な範囲で御検討して頂ければなと思っております。

パビリオン事業者とサプライヤー等のレイヤーの部分は、個別基準のところではいろいろと議論した方がよいと思っておりますので、その際にお話しさせて頂ければと思います。以上です。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。きっと、基本的には様々な形で反映をさせて頂いているというところの一方で、マテリアリティをもう少しクリアにした方がいいのではないかと、それは 3 番目の点の、もう少しその意味では NGO、労働・人権系の方と話ししながら、そこをもう少しクリアにするプロセスが必要かもしれないということと、あとは中小企業の方々の参加について具体的にどういう形で促していくか、もちろん全体として促す方向だっという方向感を出せていけていると思いますけども、そこを具体的にどうしていくのかということについて、もう少し踏み込んだ議論が必要かもしれないと。その辺りの御指摘だというふうに承りました。高橋先生、ありがとうございます。

今まで結構いろいろコメントを頂きました。富田さん、山田さんが残ってはいるんですけど、一度、事務局の方から御回答頂ける部分は御回答頂いた方がいいかなというふうにちょっと思ったんですが、事務局の方は可能ですか。

事務局 はい、ありがとうございます。事務局、博覧会協会、志知でございます。加賀谷先生、ありがとうございます。また先生方、非常にたくさん御意見頂きましてありがとうございます。そうしましたら、頂いた御意見について、簡単に、現時点でお答えさせて頂きたいと思えます。

まず、井尻委員から頂いた御意見です。就職困難者の部分につきましては、事務局の担当といたしましては、少し迷った部分もございまして、御意見のあった労働か経済か、その辺りどちらがいいか、御意見を頂戴して検討いたしたいと思っております。

あと、苦情処理の体系について、もう少し詰めなければというようなご趣旨のご意見をいただいたと思っております。これはもうまさにおっしゃるとおりと認識しております。受付窓口を設置することを明記致しましたけれども、具体的にどういう体制で、また、御指摘頂いたように専門家の御意見をどういうふうに御関与頂いて反映して対応していくかという体制も含めて、その辺りを今年度前半で検討してまいりまして、早急に対応できる体制を整えていきたいというふうに今考えている状況でございます。ありがとうございます。

また、川端委員から頂きました、食品ロスの削減等に関する項目について、まだちょっと整理がついていないというところがございます。このあたり個別基準として追加するべきではないか、という形での御意見を頂いていたところですが、木材・紙以外の個別品目に関する基準を、どういったものについてどういった内容を定めていくのかというのは、第一版の公開と並行して、引き続き検討させて頂きまして、次のタイミングで、改定して加えられるように、継続して検討していきたいというふうに考えておりますので、引き続き御意見を頂ければと思っております。ありがとうございました。

また、崎田委員からもたくさん御意見頂きまして、ありがとうございます。個別品目、プラスチックについて御意見を頂戴しております。これにつきましても、後ほど前回頂いた御意見を御紹介はするのですが、先ほど申しましたのと同じように、今後継続して、木材・紙以外の項目も検討していきたいと考えております。

あと通報受付窓口については、一つにまとめて使いやすいものというようなご意見でございました。まず現状では、協会といたしまして受付窓口を設置するというところを検討しているところでありまして、使いやすいものという観点からどういった形がいいのかということも含めて、引き続き御意見を頂きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

あと、食品とか食器とか、そういったところの配慮、調達コードの中で対応できることと、あと実際にいろんな関係される皆様方に、どういった形で取組みを進めて頂けるのかというような方向性や、そういったガイドライン的なものを含めて、これから検討してまいりたいということで、頂いた御意見の御趣旨を反映していけるように検討してまいりたいというふうに考えております。

あと、物を使った後の後利用が大事というご指摘を頂いております。前回は御指摘を頂いております。私も非常に重要な課題であるというふうに認識をしておるところでございます。東京オリパラの目標の例を御紹介頂きましたけれども、そういう目標を検討するののかどうかにつきましては、基本的にやはりそういうものがあった方がいいのではないかと考えておまして、そういった目標設定につきましても、調達コードとまた別の部分になるかもしれませんが、検討したいと考えていることを、取り急ぎ現状としてお答えさせて頂きます。グッドプラクティスの情報発信については、今いろいろ御提案を頂きましたけれども、前回御意見頂いて、調達コードには一部そういう情報を御提供頂けるようにしているところですが、それを、私どもとしてどういうふうに集約・整理をして発信していくかというところにつきましては、まだ正直検討が出来ていない状況ですので、御意見頂きながら、よりよいものにしていけるように検討していきたいと考えております。

あと、高橋委員から頂いた3点につきましては、マテリアリティの特定ということをおっしゃって頂きました。確かに頂いた御意見をいろいろ盛り込んで、内容的にも網羅的になってきているという御言葉を頂きましたけれども、どういったところを特に重要と考えているかというのは、持続可能性全体の取組としてのいわゆるマテリアリティ分析を協会の中で実施しているのですが、そういうところも関係して、この調達コードにおいてどういったところを重点的にというところを整理してわかりやすくお伝えできるようにということも考えていく必要があるのかなというふうに受け止めました。ありがとうございます。

中小企業の参入というところについて、特に万博の場合、いろんな主体に調達コードが関連してくるのかなと思っております。やはり一読してややこしいというお声もありますので、解説を含めて、皆さんでより良い調達というのを実現していけるように、必要なものについてはしっかり検討していきたいというふうに考えております。

あと、労働あるいは人権といった分野の NGO の方々のお話を伺う機会を作った方がいいのではないかなということなので、その点につきましては、確かに非常に短期でやってきている部分もございましたので、引き続きアドバイス頂きながらそういったところの御意見を伺っていくということも並行して進めてまいりたいと思います。

少し長くなりましてすみません。ありがとうございました。

加賀谷委員長 では続きまして、富田さん、コメントの方お願い出来ますでしょうか。

富田委員 はい。私から幾つかの質問、少し細かいことも含めて、コメントさせて頂きたいと思います。

まず資料 2-2、1 ページ目です。一般的にはいろいろ、きちんと対応して頂けたかなと思いますが、1 ページ目の冒頭で、レガシーを残すという文言を入れて頂いております。この文言を入れて頂いたのは非常にいいかなと思いますが、具体的にこのレガシーを残すというのが何を意味しているのか、逆に疑問として発生するとか、非常に期待感としては高まるんですけども、どういったものをレガシーと考えているのか、ここに書く必要があるかは別として、どうお考えになっているのかお聞きしたいということ。

あと次の 2 番目の CO₂のところですか。これで修正の方向性はいいと思いますが、細かい文言の話になりますが、二つほど書かれていて、物品・サービスの製造・流通の話と、そのライフサイクルを通じたバリューチェーン全体という話がありますが、始めの製造・流通はバリューチェーンの一部なので、書き方としてパラレルに書かれているのは表現としていかがかなというふうな気がします。製造・流通を含むバリューチェーンといった書き方がより適切だろうなと思います。

それから次の 2 ページ目、1 番下のところですか。持続可能な社会の実現に向けて実行可能で最良の調達を実現するという言葉は非常にすばらしい言葉を入れて頂いたなと思いますが、この「実行可能で最良」というところが、どういう意味合いかというのは、結構もしかしたら難しいかなと。コストが非常に高くなっても、実行可能であり最良であれば、それをやっていくのかという話になってくる。これは、この基準を決めるにあたってすごく重要な文章になるかなと思うので、この辺をどの程度考えていくのかなというのは、非常に気になるところではございます。

それから 7 ページ目、上から 3 番目、借金を返済するために働かざるを得ない状態に陥る債務労働について。これはこれで間違っていないのかもしれませんが、ぱっと読むと、住宅ローンを抱えているので働かなきゃいけないというのは、比較的日本でも普通の状態が債務労働というような、そんな印象を持たれかねないかなと思うので、ここは少し表現を調整して頂いてもいいかなと思います。

それから次の 8 ページになりますけども、強制労働のところ、真ん中のところですね、外国人労働者から仲介手数料を徴収していないかと書いてあるんですが、ここは外国人と移住労働者という形になっていますが、外国人だけじゃなく、外国人でない移住労働者にも係るんじゃないかなと思いますので、この辺も、細かいですけど移住労働者も含めた表現にすべきかと思います。

それから 12 ページ、グリーンバンス・メカニズムのところですか。皆さんコメントされていたので、そういった方向性で検討頂ければいいと思いますが、これはどっちかというと博覧会協会で何をすることが書いてありますが、通報されたときに、サプライヤーがこの事実確認を求められたときにきちんと対応していくとか、例えば監査を受け入れるとか、これは調達コードなので、サプライヤー側から見たときに何が求められるのかっていうのを、より明確にしていった方がいいのではないかなと思います。

それから、資料 2-3 の話で、パピリオンの運営主体のお話がありまして、ちょっと素朴な疑問として、次のスライドで図がありますが、これは木材や紙とかになっているんですが、これ共通基準というのはどういう扱いな

のか、同じ扱い・同じ考え方なのかどうか、今一つ分からなかったというのが素朴な疑問としてあって、あとこの変更後で、こちら側のいわゆるサプライヤー的なところに契約を持ち込むという部分、これは非常にクリーンになったなというふうに思いますが、一方でこの図で言いますと、パビリオン運営主体とかライセンスというところに関する義務のようなものが発生しなくなったのかというところ。仮にこういうところに何か問題が起こったときにそれを防ぐ手だてがあるのかどうかというところがちょっと気になった点ですね。

あとは、WTO のところですが、実際政府調達の対象になる場合にはとありますが、実際、具体的にどういうケースがあるのか、パビリオンの運営主体が各国政府に該当する場合のみなのか、国によってはそういった政府自体ではなくてその下にまた博覧会協会みたいな政府ではない組織みたいなのがあって、そこが調達するのにかちよつとよく分からないんですが、実際この政府調達という形に該当するケースが結構出てくるんでしょうかという素朴な疑問が一つと。

あとは、WTO とは関係ないのですが、このコードの中に性的マイノリティの話等が出てくると思うんですが、国によってはそういったものが法的に禁止されたりするケースもあると思うんです。ですので、もしかするとこのパビリオン運営主体自体がコード自体に合意することを拒否するということもあり得るのかなというふうに思うんですが、そういった場合、どういふふうに対応していくのかというところを伺えればと思います。ひとまず以上です。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。それでは山田さんお願い出来ますでしょうか。

山田委員 続きまして、私の方から、文言に関して細かいところなんですが 3 点と、それからちょっとやや大きめの質問・確認ということで 2 点したいと思います。

資料 2-2 の 9 ページ、21 行目の先住民の権利のところなんですけれども、こういったリクエストだったのか私覚えていないんですけど、この先住民の権利として書いてほしいって言われていることとこの対応の部分が合致していない。この自由意志による合意を得て十分なその情報を得て移転しなきゃならないという話は、住民等々の話に必ず出てくるので、ここで国際法上に言っているその先住民の権利っていったときに、もちろん土地の権利はあるけども、言語や宗教の権利等々いろいろあるので、先住民の権利っていうのをきちんと把握をされて、この対応策になっているのかどうか、もう一度、もちろん委員の責任もあるんですけど見直した方がいいなと感じています。

それから次に 10 ページの 33 行にあたる、先ほど富田さんがおっしゃっていたところです。債務労働のところなんですけれども、これも債務労働という言葉って英語で言うと bonded labor であって、例えば仕組みとしてその幾ら借金を減らしても返済できないような状況になっている、かつてのいわゆる奴隷形態に近いような借金返済不可の形のものが bonded labor ということになっていて、それは強制労働とみなされる一つの要素といいますか、そういった側面を持っているということで書かれているので、ここに関しても先ほど富田さんの御意見にあったんですけど、書き方を変えないと誤解を招いてしまうなというふうに思いました。

それから、文言の 3 点目としては 14 ページ 12 行目、リスクっていうところを、これは企業・ビジネスに対してじゃなくて環境や社会についていうところをもっと書いた方がいいということに対して対応して頂いたんですが、少なくともこの文章を見る限りにおいては、事業・サプライチェーンとそれから環境・人権とそれから持続可能性、どちらのどちらに対する負の影響なのかっていうのがストレートに伝わってこないところがあるので、この文言ももう少し練った方がいいのではないかと感じました。

それから、ちょっと大きい質問なんですけれども、6 ページ 25 行目、報復行為の禁止をいきなり持ってくる唐突なので、公益通報者保護法の改正もあるのでうちよつと広い文言をという御意見だったんですけども、ちょっと対応策を見てびっくりしたんですけども、これはサプライヤー等に関して、調達コード等の行為に関して自ら、受付窓口を置くことも求めるというふうな理解でよろしいでしょうか。もしそうでしたら素晴らしいことだと思いますし、今までの東京オリンピックのコードには恐らくそこまでサプライヤーに対して求めたのかわから

ないのですが、重要なことではあるのですが、そのところを確認したいというところです。つまり、先ほど富田さんの話もありましたけど、今回、対象となるのが、かつての東京オリンピックのときは東京オリンピック組織委員会が調達する先ということで限定したサプライヤーという考え方だったんですけども、今回、パビリオン運営者としてのを入れたということは本当に非常に画期的ですばらしいことであると同時に、その影響がというか、具体的にどんなふうにかこのコードというのが効いてくるのかっていうのを、もう少し個別に具体性を持って確認していく必要があるんじゃないかなと。このサプライヤー等で括ってしまっただけ全部大丈夫なのかなと。例えば、そのサプライヤーがその苦情受付窓口をもしつくとすれば、そのパビリオン運営事業者もそういったものをつくることになるのか、その辺については私自身の理解が足りないのかもしれませんが、確認と議論をもう少し進めていく必要があるんじゃないかなと思っています。以上です。

加賀谷委員長　ありがとうございました。それでは富田さんと山田さんからのコメントに対して事務局の方から御回答頂けますでしょうか。

事務局　はい、事務局、博覧会協会の志知でございます。御意見ありがとうございました。この場ではなかなか難しい御意見もございましたので、具体的な記載の修正等につきましては、また個別に御相談もさせて頂きながらという部分も残るかなというふうに考えております。

まず富田委員の1点目、レガシーとして具体的に何を残すのかというような御質問についてです。これにつきましては、どういったものがあとに残って広がっていくようなことができるのかというのは、これからこの先数年も含めて、私どもで取り組んでいった結果という部分もあるのかなというふうに思いますが、1つは調達コードそのもの、あるいはその運用を通じて、関係する地元の企業さんとか、そういったような取組みに関係したという経験・実績みたいなものが残って、そういったものが取組みや考え方として広がってほしいなというのが一つです。また、実際この調達コード自体を、前回の御意見にもありましたように、地元自治体その他どこかそういったところに反映されていくというようなことが、一つ考えられるんじゃないかなというふうに今考えておるところでございます。

資料の2ページ目についての御意見で、「実行可能で最良の」という表現は、持続可能な社会の実現に向けて、できるだけいいものという考え方を表現したものです。これは、さっきおっしゃったように、コストが上がってもいいものは全部かと言われると、なかなかそういうふうに言い切れない部分もあるかなというふうに、いろいろなところと調整しながら感じているというのが率直なところではあります。かといって、コストがあるから一切やらないというわけではなくて、そのバランスを考えながらできる範囲で、実行可能という曖昧な表現になるのかもしれませんが、できるだけそういったことをしっかり考えながらやっていくというふうなことかなと考えておるところでございます。

細かい具体的な記載ぶりの確認につきましては、詳細を確認いたしまして、引き続き御相談をさせて頂きながらというふうに思っております。

あと、通報受付窓口ですが、基本的にここは富田委員に御指摘頂きましたように、協会としてそういった窓口を設置して対応してまいりますということをお示した部分になっています。先ほど山田委員からの御指摘とも関連しますが、関係するサプライヤー等の事業者等の方々にどういったことがどこまで求められるのかっていうのは、ここでもう少し明確にした方がいいのではないかなという御意見と、他方山田委員からは、別の部分の記載ですけれども、どこまで対応頂けるのかっていうのをもう少し具体的に詳細に検討しながら記載ぶりを検討すべきというの、ごもっともだというふうに思いながら伺っていたところですので、そうしたところの考え方を整理しながら、もう少し表現の精査をしたいというふうに考えております。

加賀谷委員長　山田さん、今お話をされた方がよろしいですか。それとも後でいいですか。

山田委員 せっかく私の質問に答えて頂いたのですが、私が質問したかったのは、協会全体としてグリーン・メカニズムをつくるというのは、それは大きな方向としてはあるんですけども、それとは別に、つまり個々のサプライヤーの人たちとかが、パビリオン運営者も入ってくるんですけども、それぞれの事業レベルにおいても、それぞれに受付窓口を求めるといことになるのかどうかというところは、そのあたりをクリアにして頂けたらなということでした。私の質問が、分かりにくかったかもしれません。

事務局 いえ、御意見の御趣旨は理解をいたしておりました。すみません、私の回答ぶりがよくなかったですけども、ここの後ろの担保方法で書いていますのは、現状では協会としての対応の部分だけを記載しております。それと別途、先ほど御指摘頂きました、3 ページで、記載をした部分につきましては、サプライヤーの事業者の方々にも、そういう通報を受けるときに必要な措置を講じて頂くということで記載をしている部分になりますので、具体的にどこまでかというところは正直あまり具体的に議論が出来ていなくて、どこまで求めていくかっていうのは明確には出来ていないというのが現状でございます。通報受付窓口という言葉はここに入っていないものの、通報があったときにやはりそれに対応して頂くという記載になっておりますので、それが、実際、全てのサプライヤー等の方々にはできるのかどうか、本当にそれが現実的かどうかというところの御指摘かなというふうに思いましたので、もう少し詳細に検討させて頂きたいと思います。お答えになっておりますでしょうか。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。あと、山田さんからのあとの 3 点につきましては踏まえて頂くことを前提ということでよろしいでしょうか。

事務局 山田先生の前半の 3 点につきましては、表現についてご相談させて頂ければと思います。

加賀谷委員長 はい。わかりました。私の方からちょっとだけ補完をさせて頂いて、高橋委員に移りたいと思うんですけども、富田さんに最初に御指摘を頂きましたレガシーを残すということと、そしてコストを幾らでもかけてでも、やっぱりいいものは残すんだってということは結び付いているところかなと思ったりもします。私自身の解釈は、レガシーを残すというのはある意味大阪・関西万博を契機に、やっぱり調達の考え方が皆さんの調達の考え方ががらっと変わってきたというような、そうした考え方の浸透ということが 1 番大きいのかなというふうに思っています。それは裏を返すと、必ずしも完全な調達コードができるわけでは多分なくて、コストを考えながら、最善の策を練っていくって、そういう意味では、コストをかけていたら、持続可能でなくなっちゃうと思いますので、そうすると持続可能ということを前提にしながらも、最善のものを改善しながらつくっていくって、この姿勢ができることが重要なんだと思っております、そうしたスタンスで調達コードはつくっていくということかなというふうに思います。その意味で 1 番最後に、御指摘を頂きたいいわゆる受付窓口どうするかということも中小まで含めて全て求めるのかっていうところは現実的ではないだろうと。ただ、できる限りそれを求めていくためにはどういう形でやっていくのがいいのかっていうところに知恵を絞りながら、調達コードに反映させるべきは反映させるということを考えてというのが基本的なスタンスなのかなと思ったりしております。

高橋先生、お願いします。

高橋委員 ありがとうございます。今、富田さんや山田さんから頂いたお話というのは、私がここにさせて頂いたらどうかというような形でお話した部分もあったものですから、この記載ぶりについては、ぜひ最終的には山田委員や富田委員の御意見等も踏まえてやはり分かりやすく、誤解のないように修正して頂くのが良いかなと思っておりますが、一点私の方でお願いをした趣旨だけお伝えをした上で、ぜひ修正の方を、事務局や委員の先生方のお話も踏まえ、検討して頂けたらと思います。

まず、6 ページ目の 25 行目の部分ですけども、私が前回御意見させて頂いたのは、この報復行為という言葉がいきなり出てくるのは少し唐突感があるのではということから、報復行為の前に、まずそもそも内部通報や苦情処理に関する仕組みがあって、そこでいろいろ対応する際に、報復をしちゃいけないのではないかと趣旨で申し上げていました。そこで、通報を受け付けて対応する仕組みを整備するよというところ

なのですが、このような通報受付窓口といったことまで具体的に書いていないと思いますが、内部通報の制度や苦情の処理というのは、どこの会社であれ、規模感とかいろいろなレベル感はある、いろいろな形では対応しているので、こういう文言があってもよいのではないかとということで御報告させて頂いたという状況でございます。「整備するように努める」というような形なので、可能な範囲で、その規模やいろいろな状況に応じて、苦情処理、内部通報で対応して頂くというところでございますので、ただ、誤解を招かないようにということでもし何か調整が必要であればぜひ御検討して頂ければと思いました。

あと御報告したいところとして、山田様からお話もあった、9 ページ目の 21 行目についても、地域住民の権利侵害の禁止というような部分の中で、ライツホルダーの人権として明確に位置づけられているような、FPIC という、事前の十分な情報提供に基づく自由意志による合意というのは必ず尊重するというを前提にというところがあったのですが、並列に書くともし誤解が生じるのであれば、ぜひ山田様の御意見も踏まえて、修正頂ければと思います。

あともう 1 点だけ報告したいところとして、強制労働の部分で、10 ページの 33 行目のところですが、ここは富田様や山田様、双方から御意見のあったところで、もともと問題意識として私の方で御意見申し上げたところには、強制労働といったときに必ずしも自当事で捉えて頂けない事業者の方もいる中で、一部の要素、それが全てではないと思いますが、こういう要素も強制労働に繋がり得るのだということもあつたらいうところでした。確かに御指摘のとおり、住宅ローンといった問題も入るのではということですが、この文言はもともと ILO のヘルプデスクの強制労働といった分野であったものですが、ただ、確かにこの借金を返済するために働かざるを得ない状況というのは、労働者が借金をせざるを得ない状況で使用者のもとで働かざるを得ないというような、もう少し特定をすとか、誤解の生じないようにぜひ御検討して頂ければと思いました。

以上でございます。

加賀谷委員長 はい、高橋委員ありがとうございました。恐らく、趣旨は事務局も含めて理解を頂いているというふうに思いますので、今の文言の修正も含めて、進めさせて頂きたいと考えております。

皆さん、大変貴重なコメントありがとうございました。少しお時間が超過をしている部分もでございますので、続きまして事務局より個別基準の説明の方に移らせて頂きたいと思いますが、準備はよろしいでしょうか。

事務局 非常に貴重な御意見をたくさんありがとうございました。引き続き検討させて頂きたいと思っております。

－個別基準（木材・紙）について

事務局 続きまして、調達コードの木材・紙に関する個別基準につきまして、資料 2-2 に沿って御説明をさせて頂きたいと思っております。先ほどの続きということで、資料の 13 ページ、個別基準に関するところを御説明させて頂きます。

まず、1 点目、木材に関しましては、いわゆる国産材についての御意見でございます。これにつきましては、東京オリンピック・パラリンピックの調達コードにおきまして、国産材を優先的に使用すべきという趣旨の内容があったことに対しまして、なかなかこの大阪・関西万博で同様の文言というのは難しいかなということもあり、具体の記載というのはしない状態で、前回いろいろな御意見を頂いたという経緯がございます。この点につきまして、優先的に使いながら林業を振興していくことが大事であるとか、カーボンフットプリントも小さいということが一般的にはあるとか、そういったような流れでどうかという御意見を頂いたところです。また他方で、先ほどもご紹介しました WTO などいろいろな議論もあるので、その辺はサステナビリティの観点から明確にすべきという趣旨の御意見を沢山頂いていたというところがございます。これにつきまして、御意見を受けて、右側にあるような記載を追記いたしておりますけれども、後ほどまた資料 2-3 で改めて御説明をさせて頂きます。

続きまして、2 点目でございます。これは木材のトレーサビリティに関する御意見でございます。この点も非常に沢山の御意見を頂戴いたしました。前回お示した調達コードの案では、個別基準の担保方法に関する部分で、推奨という文言が入っていて、その点について全体が弱まってしまっているのではないかと御意見、それから、今後必要な監査をする場合に、情報の徴求ができるようにしていくことが重要なので検討するべきでないかということ、それから、全体としてやはりトレーサビリティの厳格化という、前回ヒアリングもした中のやりとりも含めまして、複数の御意見を頂いておたところでございます。この点につきましても、後ほど資料 2-3 で御説明させて頂きたいと思っております。

それから、3 点目でございます、資料 15 ページでございます。こちら紙の個別基準に関する部分になります。内容的には、紙の個別基準で、原料となる木材等について、同様の記載があるということについて、同じような御趣旨の御意見・御指摘があったというふうに理解してございますので、この点につきましても同様の修正をいたしておりますけれども、併せて、後ほど、資料 2-3 で御説明させて頂けたらというふうに思います。

資料 2-3 を表示させて頂いております。大きく 3 点、論点を整理させて頂いております。9 ページからになりますけれども、まず、個別基準に関する 1 点目、森林転換に由来する木材についてということです。今御紹介した御意見で直接的に関係する部分はなかったのですが、もともと森林があって、それを農地等へ転換して、それに由来する木材につきましては、東京 2020 の調達コードにおきましては、この森林の農地等への転換に由来するものでないことという記載がございました。これを踏まえまして、前回お示した案でも、木材及び紙の個別基準において、同等以上の基準とすることを検討していくということでございます。この東京 2020 の調達コードにおきましては、最初に策定・公表されました第 1 版及びその後追加された第 2 版にはこの文言自体は記載がなく、第 3 版、2019 年の 1 月の改定の時に新たに言葉として盛り込まれたという経緯を辿っているというのが事実としてございます。また、前回 WG でのヒアリングの中で、この森林転換に関しましては、特に東南アジアにおきまして、この森林破壊や土地転換によって引き起こされる、よくない負の影響について、いろいろ御紹介を頂いておたところでございます。このあたりある程度事務局といたしましてもいろいろ情報収集等を含めて、関係業界等にヒアリングをこの間行ってまいりました。そういった中で、東南アジアでは、国や地域において、政策的及び法律的に認められた森林転換もあるということでした。その場合に、なかなかその森林転換に由来するものでないことの証明を求めるといのは難しいというような実態があるということでした。また、木材の認証制度であります PEFC 認証等におきましては、一定の正当な状況下における森林転換に由来する木材というのが、必ずしも認められない訳ではないということなどを御指摘する声があったところでございます。以上のような状況も踏まえまして、検討いたしました案といたしまして、木材及び紙の個別基準における記載について、原則として森林の農地等に転換由来するものでないことと修正いたしました。ただ、注釈として、森林の農地等への転換に由来するものは原則として認めないものの、PEFC 認証等において認められている正当な状況下で森林転換が発生する行為に由来する木材、具体的には、この括弧の中にありますように、土地使用及び森林管理に関して国及び地域の政策及び法律を遵守していること、かつ、生態学的に重要な森林区域、文化的及び社会的に重要な区域、又はその他の保護下にある区域に対して悪影響力を及ぼさないこと、かつ、炭素貯蔵が非常に高度である区域を破壊しないこと、かつ、長期的な保全、経済、又は社会的な恩恵に貢献するもの、こういったことが具体的に定められておりますので、こういったものにつきましては、例外として認めるということを明記することにしたいということで、そのような修正案にしたところでございます。

2 点目は、先ほど御意見もありました国産材の利用についてです。国産材の利用につきましては、先ほども簡単に御紹介しましたように、東京 2020 の調達コードにおきましては、国産材を優先的に選択すべきという記載がございました。これを踏まえて、国産材を出来れば優先と入れてほしい、カーボンフットプリントも

小さいということで、積極的に推奨すべきというような御意見を頂戴したと受け止めております。他方で、WTO などいろいろな議論があるということで、サステナビリティの観点から、その辺を明確にというような御指摘もあったところでございます。この大阪・関西万博の調達コードの適用範囲に政府機関等による調達を含むということで、この調達コードにおきましては、国産材の優先的利用というのを直接的に記載するのは、このWTOの政府調達協定を踏まえると、一般的に全てを対象にということではなかなか難しいと考えております。他方、考え方としては、輸送に係る温室効果ガス排出量が小さいと、こういった持続可能性への配慮の観点から、まず共通基準におきまして、先ほども御紹介しましたように国内で持続可能性を踏まえて生産された商品の利用に配慮すべきことを求めるということとあわせて、この木材の個別基準におきまして、地域の資源循環や経済の活性化への貢献度も考慮すべきということを求めることで、木材の利用の目的・用途に応じた国産材利用を間接的に図っていくこととしたいというふうに考えてございます。次のページに参考として、下の方が東京2020の調達コードにおける当該部分の記載で、上の方が本日時点の案の記載です。木材を選択する上で、木材の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきであるという内容を新たに追記いたしております。

それから、3点目でございます。コンクリート型枠合板についてです。特に海外から輸入される木材のトレーサビリティに関するものでございます。これも御紹介いたしましたように、このトレーサビリティの確保につきましては、木材の個別基準におきまして、基本的に再使用の促進というのを図りながら、ただ、推奨とするだけでやはり意味がない規定になりがち、必要な情報がとれるように厳格化をというような御意見があったところでございます。また、再使用の場合は少なくとも直前の使用状況等について確認を求めるべきというような御意見を頂戴いたしました。また、前回のヒアリングにおきまして、基準そのものにつきましては、一定の御評価を頂いたと思っておりますが、やはり運用部分についての脆弱性に対する御指摘を頂いたというふうに受け止めております。具体的には、国際的に信頼される認証や、できれば第三者による監査などで客観性・透明性を担保すべきであるというような御意見を頂いておりまして、このトレーサビリティの確保については推奨という文言では不十分であるという御意見を頂いたところでございます。この点につきましてもこの間事務局で、いろいろ木材に関連する業界団体様に、実態等を含めてお話を伺わせて頂きました。トレーサビリティ確保に関する実態につきましては、型枠合板の再使用の場合、やはり必ずしも把握できるとは限らないこと、これは使った後に回収・保管、あるいは、補修等をして使っていく中でいろいろ混ざるような実態があって、どこの現場でどういうふうに使われたものがどうなっているのをきちっと把握するということになるのは難しいのではないかなというふうな御指摘があった一方で、トレーサビリティの確保された型枠合板の調達は可能であるということで、国際社会のいろいろな動きも踏まえて、やはり万博なので、しっかりとしたルールを展開すべきではないかなというふうな声も頂いたというところでございます。こういった状況を踏まえつつ、やはり大阪・関西万博といたしまして、持続可能な社会の実現に向けてポジティブな影響をもたらす実行可能で最良な調達を実現することを目指す観点から、東京2020のコードよりはもう少し進めるべきところは進めてということで、次のような修正をしたと考えております。

一つは、トレーサビリティ確保の観点から、可能な範囲で木材の製造事業者に関する指摘等の情報を収集して、リスクの低減に活用するというのを、前回の案では推奨するとなっていたものを、言葉を削除いたしまして、義務的にやって頂くという内容に修正いたしております。

もうひとつが、木材の個別基準の適合状況についてということで、前回の案では、国産材の場合には森林所有者等、輸入材の場合は輸入事業者の方で、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて確認を行って頂きその結果を書面に記録するというのを求めておったところですけども、それに加えて、その記録し

た結果の書面をサプライヤー等に対して御報告頂く、あるいは、可能であれば第三者の監査報告を提出することを追加して求めるという内容にいたしております。

この資料の説明は一旦、以上でございます。

最後に先ほどの資料 2-2 の最後のページについて簡単に説明させていただきます。資料 2-2 の 17 ページでございます。先ほどと同様に、前回まで、前回以降にいただいたご意見も含めて、個別基準に関する御意見で、今後、具体的に検討してまいりたいというものについてまとめさせて頂いております。先ほどの前半の議論中でも触れている部分がございますが、一つは、木材と紙に関しては、リスクの高さという点からいうと、熱帯雨林からの調達、型枠が問題だったというような過去の例もございますので、そういったリスクの高い部分をしっかりモニタリングするところを、今後運用の中でも考えてまいりたいと考えております。また 3 点目、本日も御意見を頂戴いたしました。万博というイベントの性質を考えると、食材の調達や食品ロス削減というのは重要テーマであるということでございます。前回、国の方でもいろいろと御検討の動きなどもございますので、そういったところと早い段階からぜひ連携して万博にも活かしてほしいというような御意見を頂いておったところでして、既に重要と認識をして動こうとしているところでもありますけれども進めてまいりたいと考えてございます。下の二つはプラスチックに関するものということで、いわゆるグリーン調達に関する方針で、プラスチック素材の配合基準、あるいはプラスチック製買物袋の基準等が規定されている、あるいはプラスチック資源循環促進法におきまして使い捨てプラスチック製品の使用の合理化等が進められているというような状況を踏まえ、使い捨てプラスチック製品の個別基準を設けるべきということですか、あとはバイオプラスチックということで、生分解性にも着目した調達コードにすべきであるといったような、御意見を頂戴しているところであります。このあたり、木材・紙以外の個別基準につきましては、繰り返しになりますが、今年度引き続き検討してまいり予定となっておりますので、また改めて御議論頂きたいと考えております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。木材・紙の個別基準の修正案につきまして、御意見・御議論頂きますようお願いいたします。ありがとうございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。それでは先ほどと同じルールに基づきまして、それぞれコメント・意見を頂ければというふうに考えております。

ではまず、日本労働組合総連合会大阪府連合会、連合大阪の事務局長の井尻様からお願い出来ますでしょうか。

井尻委員 個別基準に関しましては私の方からは特にございません。

加賀谷委員長 はい、わかりました。ありがとうございます。では大阪府政策企画部長の川端様、お願い出来ますでしょうか。

川端委員 はい。ありがとうございます。私どもから地元、中小企業が参画しやすい仕組みづくりということで、カーボンフットプリントについて御意見申し上げたところ、今回、輸送に係る温室効果ガスの削減などの貢献につながるということで反映して頂いておりまして、ありがとうございます。また、今協会の方からも言及ございましたけれども、プラスチックについても、引き続き個別基準として検討して頂けるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上でございます。

加賀谷委員長 はい。ありがとうございました。それでは崎田様、お願い出来ますでしょうか。

崎田委員 はい、ありがとうございます。

まず個別基準のところですね、国産材の優先に関する話ですが、国産材の優先を明確には書く事は難しいけれどもそちらの方向で取り組むというお話がありましたけれども、ぜひそこをしっかりと、ケースバイケースですけれども CO₂の問題など、評価できる場合にはしっかり使って頂くとか、そういうところがわかりやすく伝

わるような文章にして入れて頂くのがありがたいと思います。なお、CO₂評価のときには、輸送に係る CO₂のフットプリントの問題だけではなく、最近国内の森林資源の活用を促進していかないと、森林の CO₂吸収量が落ちていくということも課題になり始めています。そういう意味でも間伐材の適正な利用とか、国産材の適切な利用というのは、日本全体の温暖化対策の本筋からいっても非常に重要なことになってきていると思います。なお、もう 1 点、特にコンクリート型枠合板のところ、トレーサビリティの話などに関して、しっかりと取り組むことを推奨するのではなくて、推奨を取って、しっかり義務としてやって頂くというふうにするに関しては、私は賛成します。やはり特に型枠合板は、世界的にも非常に関心が高いところですので、熱帯雨林の減少に歯止めをかけるために、日本も努力していることをしっかりと示していくことが大事だというふうに思っています。なお、やはり、後からトレーサビリティを活用して調査していくことは、コストもかかって大変なことで、まずしっかり取り組んで頂くこと自体が大切だと思っています。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。それでは高橋先生お願い出来ますでしょうか。

高橋委員 はい、ありがとうございます。2 点、ご報告させて頂ければと思います。

1 点目が、個別の調達基準の主体というのが今回ちょっと少しわかりにくくなって、わかりにくいと言って恐縮ですが、サプライヤーとともに、パビリオンの運営主体については、パビリオンの運営主体だけではなくて、その直接契約者、ライセンサーについても直接契約者という形になっているところ、少しわかりにくい部分です。もちろん、そういうふうな方々が、どのような木材や紙を使うのか選択できる立場にあるというようなところは理解できる状況で、しかも、いろいろな議論の中で、協会が、例えば、パビリオン運営主体を通したら、直接契約する関係にないというような状況の中で、パビリオン運営主体に、しっかりと、その直接契約者に対して、このような個別基準に対応した調達をするようにということを義務づけているというようなところで、何とか契約としてもつながって担保して頂いて、法律的にはある意味では契約でつながっている状況ですが、やはり分かりにくい部分があることは間違いないと思っています。そういうことで、少し先ほど見て頂いた図のように、運用する側にも使う側にもわかりやすい説明を、といったようなところ。文言を直すのか、もしくは解説の中で、なぜこういうような形の主体になったのか、どういう形でそれぞれの役割の立場で、何が求められるのかと、明確にして頂くみたいなのところの工夫は必要なのかなというところ、ぜひ御検討して頂ければと思っています。

2 点目がトレーサビリティの点でございます。推奨を落として頂いた部分は、評価はできるなど、より明確になったところでございますが、その推奨を落としたその主体、義務の内容としてはまだ、そもそも情報収集を可能な限り行う、リスクの軽減を行うというような形でかなり抽象度の高い内容になっているというふうに理解しております。この点について、最終的にいろいろな方々の御判断を踏まえ、協会として決めて頂くことになるかと思えます。ただ、例えば環境の NGO からいろんな苦情の申立てがあったときに、どうしても協会としては、そのトレーサビリティ、どういう形でその木材や紙等が調達されたのか調べざるを得なくなったときに、その情報が十分にそのサプライヤー等から取得出来ないという形になると、やはり、そこでの説明というところがあり、分析ができなくなってしまうところからすると、やはり、一つの方法、考え方としては、事前に全ての書類を確保するというところは難しいとしても、例えば、協会から求められたときには、可能な限りその情報を収集して提供するというのを、情報開示について一定の要請をするということなども入れておくのが一つの方法かとは思っています。ただ、ここはいろいろな議論があるかと思えますので、いろいろなオプションを考えて頂ければと思っています。以上です。

加賀谷委員長 ありがとうございます。高橋委員から今おっしゃって頂いた 1 点目については、実は先ほど 富田さんからも問いかけがあって、明確に事務局の方からお答えを頂いてなかった側面もあるかもしれません。

どういう形でその個別基準等々を徹底させるようなメカニズムになっているのかというところの御説明と文書の変更の必要があるのかみたいところを、まず事務局の方からお答え頂くことは可能でしょうか。

事務局 ありがとうございます。事務局、博覧会協会の志知でございます。先ほど富田委員の御意見を頂いた際に、お答えが途中になってしましまして、回答が漏れていたところにつきましては、すみません、お詫びいたします。今高橋先生からも御意見頂きました、パビリオン運営主体に関する、それぞれのサプライヤー等に求められる内容については、一読してわかりにくいという部分があるのは、私個人的な感想といたしましても、率直に申し上げて同意するところであります。ただ、なかなかいろいろ考慮しながら文字にしていくときに、どういう表現であれば正確であるかというところで、必ずしも修正をしなければならないということでもないのかなと思っておりますが、よりわかりやすくこうすべきではないかというところはもう少し確認をいたしまして、あればもちろん当然改善を図ってまいりたいというふうに思っています。少なくとも、どういったことを求めていくのかというのは、当然いろんな方々にわかりやすくお示しすることは必要なもので、その部分につきましては、解説なのか、それぞれ運用して頂くいろんな部署・主体の方への御説明の中なのか、そういったところでしっかり、今日の御指摘を踏まえて考えてまいりたいと思っております。以上でよろしいでしょうか。

加賀谷委員長 ありがとうございます。例えば資料 2-3 の 4 ページと 5 ページで図表にして頂いていて、従来はパビリオン運営主体とライセンサー、あるいはサプライヤーを対象にしていたものに対して、サプライヤー、パビリオン直接契約事業者、ライセンス直接契約事業者、こちらを対象にするというところのシフトがありました。そうするとこの図だけを見ると、パビリオン運営主体とライセンサーがどうだったんだということが多分皆さんクエスチョンになられている側面もあるのかなと思ったりして、この辺りをどういう形で表現すればいいかというところで、ある程度、事務局としてはこれで十分じゃないかと思っているという認識ということですね。

事務局 そうですね。加賀谷先生に御発言頂いたところ、申し訳ありません。先ほど富田委員から、そのサプライヤーのところ、この赤点線がなくなったパビリオン運営主体等やライセンサーのところ、共通基準の方でそれがどうなっているのかということと、そこところに義務的にかかる部分がなくなっているのではないかというところの御確認の御質問があったかなと思っておりますが、その点もお答えが漏れておりました。共通基準のところにつきましては、基本的には博覧会協会から見て、参加契約等も含めた、一次契約先の相手の方に、御対応等を求めていくという基本的な考え方の部分は変わっておりません。そういう意味では、全体として共通的なそういうところは、直接契約するものについては、サプライヤー、パビリオン運営主体等、ライセンサー、それぞれに求めて頂くということは引き続き残っておることになってございます。ただ、ここで今回変更したと、前半で説明を申し上げたんですけれども、木材とか紙とか、こういったものの個別基準の中で、例えば型枠の再利用の促進について努めて頂くとか、トレーサビリティに関する書類の保管等といったことにつきましては、少なくともこのパビリオン運営主体等やライセンサーを通じたサプライチェーンの中では、こちらの建設事業者等の方に御対応頂く方がいいのではないかという考え方で、個別基準の方で、こういうような考え方の整理を行ったということでございまして、引き続きこの共通基準に関する部分、サプライチェーンの中で、もし、対応の確認等の必要が生じた場合に協会と一緒にご対応頂く部分については、調達コードの中で引き続き定められているという状況になってございます。

加賀谷委員長 はい、わかりました、ありがとうございます。食品だとか個別基準がまた出てくるとそれぞれパターンが出てくるというのもあって、恐らく皆さん気になられているかなと思っております。ついでですので、高橋先生から頂いたトレーサビリティの御質問についてもお答え頂くこと可能でしょうか。もう少し具体的に、トレーサビリティのところの書き込み、義務というのは何だということについてのお話だったと思います。

事務局 ありがとうございます。トレーサビリティのところの推奨を取った部分について、具体的義務の内容が、まだ抽象度が高いという御指摘だったと思います。このところをさらに踏み込んでというところは、持続可能

性の配慮という観点からも、そういった御指摘、御意見があるということは拝承いたしました。今時点ですと、この表現をさらに具体的にというところについては、十分に議論が出来ておりませんので、もし、具体的にもう少しというところをございましたら、そこはあわせて検討させて頂きたいというふうに思っております。あと、私どもに何か通報等があった場合、調査等を行うときに、きちんとした情報を取得できるようにというところにつきましては、先ほど高橋委員からおっしゃって頂いたように、事前に必ずしもすべての書類は揃えなくても、協会に求められたときには御提出を頂くという部分については、基本的に調達コードの担保方法の部分で、そういったことが対応としてできるように措置をしていると認識しておりますので、きちっとそういったことがあった場合には、その内容に基づいて対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。では富田委員お願い出来ますでしょうか。

富田委員 はい。それでは、まず一つ目、森林転換のお話ですけれども、今後、パブコメを行われるということなので、その辺から出てくるのではないかと、先取りしてコメントさせて頂くと、確かに、森林転換は法的に認められたものがあつたり、PEFCでも、正当な状況下においては認められているものがあるという、これはこれで言葉自体は理解するのですが、だから認めるというのは、この法律だとか PEFC 認証を全て認めるという前提がありきのように読めてしまうところが、あまり好ましくないのかなと思います。先ほど議論になりました実行可能で最良ということに関して言うと、必ずしもこの森林転換が絶対にいけないかどうかというのは微妙な議論があるかとは思いますが、やはりこの森林転換みたいなのがない方がよいというのは、多分ほぼコンセンサスといってもよろしいのではないかなと思うので、逆に言うと、この PEFC 認証の中で、特定のものは認められているということは、確認はされているはずだと思います。ですので、逆に PEFC 認証のなかで、この森林転換があるものは除外するということが比較的容易にできるのではないかなと思います。そういう意味でいくと、先ほどその実行可能性という観点からも、そんなにすごく難しい話でもないのだろうなと。これによってすごくコストが莫大に上がるというわけでもないだろうなというふうに思われるとすると、ある意味で踏み込んで、この森林転換のところに関しては少し厳し目のアプローチでもいいのかなというふうに感じます。

それから国産材のところ、これは素朴な疑問なのですが、例えば、この WTO の規定っていうのはこれは理解する範囲ですけれども、当然のことながらこの調達で全てが政府関係ではないと思いますので、この WTO に抵触するような場合はその限りではない、みたいな何かそういう書き方というのはあり得ないのかなという素朴な疑問としてあります。当然、国産材が全て良いかという、これもまたその CO₂の問題もそんなに単純でもないと思いますし、用途によっては国産材が利用出来ないものっていうのはたくさんあると思いますので、別に全て外来材を排除するという話ではないと思いますが、ある程度先ほど崎田委員がおっしゃったように、やはり積極的に国産材を使っていくというのは一つの方向性として持続可能性の観点からありうと思うので、ある程度、もう少しその辺を工夫して、推奨度を上げるようなことが出来ないかなというふうに感じました。

あと、3 つ目のコンクリート型枠ですけれども、これに関しても、推奨じゃなくてもうちよっと踏み込んだ表現で、特に、この書いてあった業者の声でも、トレーサビリティの確保された型枠合板が可能であるという、それでさらに国際社会の動きを踏まえてしっかりしたルールを展開すべきだっていう声も聞かれたという非常に前向きなコメントもあるということは、これは多分、現実的、先ほどのロジックからすると、実行可能で今考えられるかなり最良に近い方策だというふうに思われますので、この辺まで踏み込んでいいのではないかなと思います。総じて言うと、木材関係というのはこういったルールを決めると、後々、やはりケチがつきやすい分野ということもありますので、可能であれば、このトレーサビリティを含めた情報開示みたいなことを積極的にやって、このパビリオンではこの木材が使われていますとか、逆に言うと何かそこまでできると、レガシーという観点から、

すぐすばらしいものになるのではないかなというふうに思いますので、そういった方向性もぜひとも検討頂ければというふうに思います。以上です。

加賀谷委員長 ありがとうございました。では事務局からお答え頂けますか。

事務局 はい、富田先生、ご意見ありがとうございました。

1 点目、この後またパブリックコメントを実施して、広く御意見を伺っていく中で、いろいろ御意見が出てくるかなと。また前半で、いろいろ NGO の方々を含めたステークホルダーエンゲージメントの観点からも御意見をしっかり聞いていく、そういうプロセスの重要性は前回 WG でも御指摘頂いているところですが、それに対しては、この間いろいろとヒアリングはやってきているものの、もう少しいろいろと伺った上でということではあった方がよいのかなというふうに感じているところがございます、引き続きそういった御意見には耳を傾けながら、検討をしたいと考えております。

1 点目の法律と認証ありきというふうに見えるところが望ましくないというところは、御指摘についてはその通りでありまして、法律や認証があるからということで御説明したつもりはなかったんですけども、いろいろ状況をお聞きしている中で、こういったところが我々としていちばんいいところかなというふうに考えておったところですけども、先ほど富田先生のお言葉を借りれば、もう少し厳し目のアプローチもありということであったので、引き続きもう少し御意見を伺いながら、他方いろいろ事業をやられる方々の御意見も伺いながら、検討していきたいというふうに思います。

それから、国産材につきまして、WTO の調達がもちろん全部ではないというのは、御指摘のとおりであります。すいません、先ほどこの点も御質問頂いたかと思いますが、万博に関連する調達全体の中でどれぐらいの割合なのかというのは、調達の全体像がわからないもので、今申し上げることは出来ないんですけども、WTO 政府調達協定の内容からは、主体というのが特定をされていて、国、地方政府、関係する機関など、博覧会協会自体はその対象には今はなっていない状況でございますが、また、それぞれについて、契約の金額等によって規模に応じて、対象となるものとならないものが出てくるのだろうというふうに承知をしております。その中で、よりこの推奨度を上げるということで、有識者委員会の中でも、そういう御指摘頂いたときに、ご説明申し上げておりました。全体としては、可能なものについて使えるところは積極的にというのは、思いとして持っておりますので、しっかりそういう姿勢も含めて、こういった推奨度を上げるような記載というのはもう少し検討させて頂きたいと思います。

あと 3 点目。木材につきましては、いろいろ御批判もあるということになりやすいということかと思っておりますので、このトレーサビリティのところの情報開示を積極的に、いろんな方々にもやって頂くことも含めて、その辺は今日の御意見を踏まえて、もう一度検討させて頂きたいと思います。すいません、あまりはっきりとしたお答えにならず、恐縮ですが、以上でございます。

加賀谷委員長 ありがとうございました。では山田さんお願い出来ますでしょうか。

山田委員 はい。もう皆さんから出尽くした感はあるんですけども私も少しだけ。

森林転換に関しては、合法でありかつ PEFC 認証において認められるものもあるということで、11 ページのスライドで赤字で直していらっしゃるところで「由来する木材～等は認める」と書いてあって、等は認めるの等の部分は、私はどういう意味なのかわからなかったもので、そこどころの確認と、せっかく、トレーサビリティのところでも一歩踏み込んで、ビヨンド TOKYO という感じだったんですが、ここの森林転換に関しては、ちょっと半歩落ち着いた形になってしまっているのが、もちろんいわゆる対象としているやらなきやならない行為が違うんだけど、やっぱり業界に対する大きなその方向性とか、国際社会のグローバルスタンダードにということに関しては、同じ方向を向いたようなメッセージが出せるといいなというふうに思っています。

それからちょっと確認ですけども、パビリオンを建てる建設サービスっていうのは、もう全て日本国内の事業者っていう理解でよろしいんですね。以上です。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。では事務局からお答えの方お願いいたします。

事務局 はい、御意見、御質問ありがとうございます。

一つ目の森林転換の「等」という部分でございます。前回お示したまま東京 2020 の調達コードの表現そのもので、5 つの基準を具体的に記載しているところに「原則として」という言葉はなく、「森林の農地等への転換に由来するものでないこと」という文言でございました。他方で、この基準に適合するものとして、基本的には PEFC や FSC 等の認証を受けたものについては適合度が高いものとして認めるという内容になっていたところであります。第 3 版が改訂されていたときに、盛り込まれた文言であるということですが、その認証の実態と、一律的に森林の農地転換に由来するものを認めないという記載のところ、どうしても実態にある種不整合のようなものがあるというふうなことがいろいろヒアリングしていく中でわかりましたので、まずはその不整合を解消するというので、より丁寧にという趣旨でいろいろ修正をいたしました、というのが第一点です。その中で、まず PEFC につきましては、いろいろ丁寧なヒアリング調査をいたしまして、こういったところがあるので、ここの部分の差分をやはり明確にすべきかなということを書いたところ。この「等」の部分、ほかの認証制度につきましても、必ずしも同じ考え方ではないのですけれども、一部例外的なところ、より限定的だと思っているのですけれども、そのところがあるのかなということも丁寧に言葉に出来ておらず今回こうしておりますが、趣旨としてはそういうことでございます。

あと、調達コードの対象となる事業者は全て国内の事業者か、という御質問だったかと思いますが、サプライチェーン全体ということで、調達コードの適用そのものを受ける事業者さんということであると、必ずしも国内の事業者に限らず参加国等の発注するものの中には、海外の事業者が含まれるケースもあるというふうな理解しておりますが、そういった御質問でよかったですでしょうか。以上でございます。

加賀谷委員長 山田さん、恐らく、質問された意図があると思いますので、追加的な御質問があればお願いいたします。

山田委員 大阪の会場で建設サービスを行う建設業者というのは、つまり、国内に限らず、海外の業者もあり得るということよろしいですか。

事務局 直接会場で建設工事を実際やられるというのは基本的に国内の建設業者さんになることが一般的ではないかなと理解をいたしております。ここの適用対象というと、そこへのいろいろな資材等の提供とかいった意味でのサプライチェーンを含めると、海外の事業者さんが含まれてくるかな、ということでございます。

山田委員 なるほど。4 ページ目のスライドのところ先ほど図示して頂いた赤枠の中ですよ。ここの赤枠の点々々の中は、つまりその具体的にこれが運用されたときにはどうことが起こるのかなっていうのを考えたときに、この建設業者等っていうのはほぼ日本の業者というふうな理解していいのか、それとももちろん海外の人もあり得るって考えた方がいいのかっていう質問でした。

事務局 すいません、ありがとうございます、よくわかりました。ここのサプライヤーあるいは直接契約事業者という言葉で表される業者さんは一次契約者ということになります。あるいはそのパビリオン運営主体やライセンスからの一次契約者ということになります。ここは基本的に国内事業者さんということになるかなと思っております。

山田委員 はい、ありがとうございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。高橋先生、ではお願いできますでしょうか。

高橋委員 1 点だけお願いします。今の森林転換の件ですけども、オリパラもそうですし今回の基準でも、個別の基準の方で、この PEFC については原則認めるっていうふうな書いてあるんですね。ただ、この新た

につけ加えて頂いたこの注 1 によると、森林転換を原則認めないけれども PEFC は認めるっていう形で、PEFC であれば認めるみたいな形になってしまっている。もちろん PEFC であることは持続可能性が高いっていうことで一定のチェックがなされているという考慮への要素にはなると思うのですが、絶対的に認めるかのような形の記載というのは避けた方がいいと思いますので、記載の調整はして頂いた方がいいのかなと。多分皆様もそういう趣旨で使ったわけではなくて、恐らく、PEFC 等であれば、より例外的に認められる場合があるだろうというような、そういう趣旨かと思いますが、そういう認められる場合があるというぐらいの記載ぶりの方が、より皆様の趣旨にも沿う形だと思いますので、ちょっとご検討頂ければと思います。

事務局 ありがとうございます。御趣旨は理解しました。検討させていただきます。

加賀谷委員長 ありがとうございます。崎田先生、お願い出来ますか。

崎田委員 はい、ありがとうございます。私は、最初の資料説明のときに、前回の発言も食材のことまで説明頂いたので、一言、今回も発言しておいた方がいいかなと思って手を挙げました。今の話題とちょっと違うことで申し訳ありません。今後、新しい素材の調達のことを考えるときに、やはり食に関して入れて頂くのは大変重要だと思っています。それで農産物、畜産物、水産物、パーム油、これを前回の東京 2020 大会では調達に入れたわけですけども、そのとき、農業や関係する事業者の皆さんが、環境だけではなく、持続可能性ということに関心が高まったというような変化がありましたので、今回もしっかりと入れて頂くことが大事なのではないかなと思います。

なお、食品ロスに関しても、課題のあったスタッフ弁当のところだけではなく、選手村レストランなどでは、かなり事前予測と当日の食材の減り方を見ながらの調理とかグッドプラクティスもあり、いろんな面で、そういうロス削減も考えた調達予想とか、そういうところにつなげて頂くのも大事ではないかなというふうに思います。

それとプラスチックの問題、プラスチック素材のバイオマス、生分解の活用や、代替の紙だけではなく、使い捨て型のプラスチックの使用の合理化に関するレジ袋の問題とか、カトラリーなど 12 品目に関する合理化とか、その辺、しっかりと検討をしていくのが大事ではないかと考えています。よろしくお願いします。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。次回に向けてのお話だと思いますので、承らせて頂きたいと思います。

皆様に御意見をお伺いさせて頂いたところでございますが、追加的に、コメントをなさりたい方いらっしゃいましたら挙手を頂ければと思います。よろしく願いいたします。大丈夫ですかね。わかりました。ありがとうございます。

加賀谷委員長 ほぼ、予定をさせて頂いた時間になっておりますので、これにて一度終了とさせて頂きたいというふうに考えております。

本日議論させて頂きました持続可能性に配慮した調達コード案につきましては、4 月中下旬ごろ公開して広く御意見を募る予定でございます。本日様々な御意見を頂きました。

最初に申し上げましたとおり、パブコメでも様々なものがあるとは思いますが、やはり万博ということもありますので様々なステークホルダーの意見を反映させたものに仕立てていく必要もあると思いますので、その観点から必ずしも 100%の物を出すというよりは様々な御意見を頂いて、再度それを踏まえた形で改善していくというようなスタンスで、パブコメを出させて頂きたいというふうに考えております。

特に、ここだけは反映してほしいとか、そういうのがあったら今お伺いした方がいいのかもしれませんが、できるだけその意味では今事務局の方からもお答えを頂きましたけども、大きな方向性としては皆様の御意見を踏まえた形で反映したいと思いますが、足りなかった部分につきましてはパブコメ後も改めてそこで改善することも出来ますので、一旦この案で皆様の御意見を反映させた上で、最終的に私の責任で修正して、御意

見を募る形にさせて頂きたいと考えておりますが、御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、次回、第3回のWGでこのパブコメの結果について、皆様に御報告をさせて頂いて、議題として改めて取り上げさせて頂く予定でございます。第3回につきましては5月23日の月曜日の開催を予定させて頂いております。

以上